

平成 15 年 度

監 査 報 告

第 1 回 定期 監査 結果 報告

横 浜 市 監 査 委 員

目 次

第 1 回 定期監査結果報告	3 ページ
第 1 定期監査（事務関係）	5 ページ
第 2 定期監査（工事関係）	22 ページ
第 3 定期監査（監査テーマ「特殊勤務手当」）	30 ページ

監査報告第4号

平成16年2月27日

横浜市 長 中田 宏 様

横浜市監査委員	一 杉 哲 也
同	山 下 光
同	嶋 村 勝 夫
同	中 島 憲 五

平成15年度第1回定期監査結果報告

地方自治法第199条の規定に基づき監査を行ったので、その結果を次のとおり提出します。

第 1 回定期監査結果報告

第 1 定期監査（事務関係）

第 2 定期監査（工事関係）

第 3 定期監査（監査テーマ「特殊勤務手当」）

第1 定期監査（事務関係）

1 監査の対象及び範囲

主として平成14年4月1日から平成15年8月31日までに執行された財務に関する事務について、次の局及び区を対象に監査を行った。

- (1) 環境保全局
- (2) 経済局
- (3) 都市計画局
- (4) 建築局
- (5) 保土ヶ谷区
- (6) 旭区
- (7) 栄区

2 監査の期間

平成15年8月25日から平成16年2月10日まで

3 監査の結果

今回の監査は、監査対象局区の財務に関する事務（収入、支出、契約、検査、財産管理等）が、関係法規及び予算に基づき適正に執行されているか、また、事務・事業が効率的・効果的に執行されているか、などについて実施した。

また、監査に当たっては、それぞれ抽出により関係書類等を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

その結果、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認められたので、適切な措置を講じられたい。

なお、監査の期間中に、監査対象局区が既に措置を講じたものについては、「措置済事項」として記載した（以下同様）。

(1) 公害健康被害被認定者の障害補償費等の支給事務について改善を求めるもの

(環境保全局)

「公害健康被害の補償等に関する法律」により被認定者とされた者に対し、同法に基づき障害補償費及び療養手当を支給しており、支出に当たっては「公害健康被害補償等処理システム」等を使用して、支給対象者からの依頼に基づき口座振込により行っている。

そこで、支給事務についてみたところ、口座振込依頼書が一部保管されていなかったもので、支出に必要な事項等を再度確認の上、整理されたい。

また、振込先変更の申出があった際に、決裁を行うことなく、振込先の変更や同システムのデータ変更を行っていたので、正確な支給事務を行うために適正な事務処理に改められたい。

なお、局が作成した口座振替払通知書には、口座番号などが記入されていなかったもので、口座名義人が振込を確認できるよう、必要事項の記入を検討されたい。

(2) 事業内容を明示した上で決裁を行い、事業を執行することを求めるもの

(環境保全局)

「契約事務に関する決裁事項及び専決事項」によると、環境科学研究所に属する事務で1件60万円未満の委託契約の締結等は、環境科学研究所長の専決とされている。

そこで、環境科学研究所における中央監視装置総合点検などの委託についてみたところ、所長の専決となっている委託14件のうち7件について、発注伺に件名等は記載されているものの具体的な事業内容が明示されておらず、また、仕様書に委託業務の具体的な内容が明示されないまま、決裁が行われ、契約を締結していた。

については、発注伺に事業内容を明示し、仕様書等に具体的な内容を明示した上で適正な決裁を行い、事業を執行するよう改められたい。

(3) 分割発注によらず、適正な調達手続を行うことを求めるもの(環境保全局)

「横浜市契約事務委任規則」によると、1件10万円以上の物品の調達等については、財政局長に契約の締結を依頼し、競争入札等により契約することとされて

いる。

そこで、大気騒音課のパソコンソフトの調達についてみたところ、局内で契約締結できるよう、10万円未満の3件に分割し、単独随意契約を締結していた。

今後、物品調達に当たっては、発注を分割することなく、必要な調達量の合計金額に基づき、適正な調達手続を行うよう改められたい。

(4) 負担金の支出について改善を求めるもの（環境保全局）

環境政策課、産業廃棄物対策課、環境管理課、大気騒音課及び環境科学研究所の負担金の執行状況についてみたところ、他都市等が主催する会議終了後に行われる意見交換会等の参加経費を負担金として支出しているものが見受けられた。これら意見交換会等の内容をみると、懇親会の性格を有するものが大半を占めていると思われる。

については、これらの経費を負担金として公費で支出することは、好ましくないと考えられるので、必要最小限度とするよう改善を図られたい。

(5) 発泡スチロール処理施設の位置付けを明確にするなど事務の適正化を求めるもの
(経済局)

横浜市中心卸売市場南部市場（以下「南部市場」という。）の市場施設の使用許可状況をみたところ、発泡スチロール処理施設について、「横浜市中心卸売市場業務条例」（以下「業務条例」という。）等に規定がないにもかかわらず、横浜市南部市場塵芥対策協議会に使用許可が行われていた。

横浜市中心卸売市場本場においては、同様の施設が業務条例に定められていることから、南部市場においても、当該施設を業務条例に位置付けるなど、事務の適正化を図られたい。

(6) 適切な契約手続となるよう改善を求めるもの（都市計画局）

都市計画局では、市街地再開発事業において、権利者の個別相談・調整等に応じるため、「税務相談業務」、「営業権利者個別対応業務」、「コンサルタント派遣業務」等を委託により実施している。

そこで、これらの委託契約をみたところ、権利者からの相談件数など1年間の

業務実施数量を見込み、これを基礎に委託の設計積算を行った金額で、確定契約を締結し、委託料を支払うこととしていた。

しかし、業務の性格上、これらの相談件数などは、当初見込と実績とに差異が生じるものであるので、今後、業務委託を行うに際しては、実績に応じた支払となるよう契約手続を改められたい。

(7) 土地区画整理事業に係る清算金の徴収事務について改善を求めるもの

(都市計画局)

瀬谷駅北地区土地区画整理事業については、本市が事業を施行し、平成12年3月に換地処分を行ったが、清算金を徴収する者のうち、納期限を3年以上経過し、滞納している者が1人見受けられた。

当該滞納者に対しては、換地処分の通知書、清算金徴収通知書及び納入通知書を送付し、これまで電話による催告等を行われていたが、その納付を拒否されている状況にある。

しかし、施行者である市は、「土地区画整理法」に基づき、換地処分の公告があった場合に、清算金を徴収し、納期限までに納付しない滞納者に対しては督促をしなければならないこと、また、清算金等を徴収する権利は5年で時効により消滅することから、早期に督促を行い、引き続き清算金徴収に向けて事務処理を進められたい。

(8) がけ地緊急対策等事業について適正な事務手続及び復旧工事の促進を求めるもの

(建築局)

建築局では、市内でがけ崩れが発生した際、二次災害の危険性が予想されるがけ地に対して、「横浜市応急仮設工事実施要綱」(以下「要綱」という。)に基づき応急仮設工事を実施し、土地所有者等が復旧工事を実施するまでの間、第三者に対する危険の防止を図っている。

要綱によると、応急仮設工事の実施に当たっては、土地所有者等から、1年以内に復旧工事手続を開始する旨を記載した工事実施依頼書、応急仮設工事実施に伴う関係者の立入り等について異義ない旨の同意書、応急仮設工事完了後の維持管理及び復旧工事完了後の当該仮設の撤去を土地所有者等が行う旨の誓約書の提

出を受けることとなっている。また、応急仮設工事完了後、土地所有者等との間で引継書を取り交わすこととなっている。しかし、これらの文書の受理が行われておらず、また引継書も取り交わされていなかった。

については、土地所有者等が円滑に仮設物件の管理を引き継ぎ、復旧工事を実施することを促進するため、工事実施依頼書等、要綱に定められた文書の受理等を適正に行われたい。

また、復旧工事は、急傾斜地崩壊危険区域の指定区域内については県が全額負担して施工するが、指定がない場合は、本市の助成制度等はあるものの、基本的には土地所有者等がおおむね3分の2を自己負担して施工することになるため、応急仮設工事を実施したがけ地を含めて、復旧工事が進んでいないものが見受けられた。

については、復旧工事实施の実効性を高めるため、急傾斜地崩壊防止工事の事業費の確保等について、より積極的に関係機関へ働きかけるとともに、本市助成制度の拡充等について検討されたい。

(9) 木造住宅の耐震診断及び改修促進について効果的な執行を求めるもの（建築局）

建築局では、地震に対する建築物の安全性に関する意識の啓発、耐震診断に関する知識の普及及び耐震改修の実施の促進を図り、震災に強いまちづくりを目指すことを目的として、本市が全額を負担して耐震診断士を派遣する木造住宅耐震診断士派遣事業（以下「診断士派遣事業」という。）及び倒壊の危険がある住宅の耐震改修工事に対して補助を行う木造住宅耐震改修促進事業（以下「改修促進事業」という。）を実施している。

診断士派遣事業については、申込みの受付から、申請内容の審査、耐震診断士派遣の決定、耐震診断報告書（以下「報告書」という。）の送付までのすべての事務処理を、横浜市建築事務所協会（以下「協会」という。）に委託し実施しており、協会からは、毎月の件数報告と、委託完了時に診断結果の集計表及び一覧表等が提出されている。しかし、申込書、報告書の控え等については、建築局では保管しておらず、平成7年度の事業開始以来、協会が保管しており、申請者ごとの報告書の内容については、建築局としては把握していない状況であった。

については、きめ細かい適切な耐震改修の働きかけを行うため、毎月の協会から

の報告に併せて申請者ごとの報告書の控え等の提出を受け、その内容について個別・具体的に把握・分析されたい。

また、報告書を送付する際には、本市補助制度のパンフレット等を同封しているものの、報告書には、倒壊の危険がある住宅であるため耐震改修工事が必要であることの明確な記載や、本市補助制度の説明などが無いことから、市民にわかりやすい報告書となるよう見直されたい。

一方、耐震改修工事に対して補助を行っている改修促進事業の実施状況についてみたところ、実施件数は増加しているものの、対象となる住宅全体に対する実施率は、依然として低い状況にある。広報よこはま等でもPRを行っているところであるが、市民に身近な区役所や方面別建築事務所との連携を強化し、より一層積極的かつ効果的な働きかけを行われたい。

なお、耐震診断後に、改修を予定している市民から相談があった場合は、耐震改修の方法や概算費用等を知らせているが、耐震改修の促進を図るため、特に倒壊の危険がある住宅については、耐震診断に併せて耐震改修の方法や概算費用を知らせるなど、効果的な方策について検討されたい。

(10)財産の適正な管理及び有効活用を求めるもの（建築局）

建築局が所管する財産の管理状況についてみたところ、次のようなものが見受けられたので、適正な管理を行われたい。

ア 旭区にある元市営鶴ヶ峰住宅全28戸（敷地約7,400m²）については、昭和27年度建設の木造住宅であるため、老朽化による危険等を考慮し、平成14年12月までに入居者全員の移転を行った。

現地の状況について確認したところ、木造の空き住戸10戸が残存している状況であり、また、一部敷地において、畑として使用されているところや不法投棄・違法駐車をされているところが見受けられた。

については、残存住戸の老朽化が進んでおり危険であるので、速やかに除却の措置を講じるなど、適正な現地管理を行われたい。

また、当該土地は鶴ヶ峰駅北口の再開発を促進していく地区内にあり、現在敷地の一部を自転車駐車場として暫定利用しているところであるが、今後事業化までに時間を要すると思われるので、より一層の有効活用を図られたい。

イ 金沢区の市営谷津坂住宅の敷地内にある行政財産の土地については、敷地の約3分の1（約1,500m²）を20年近く閉鎖している状況であった。

この土地は、昭和60年度と同住宅の建設に際し、公園施設の敷地として計画されたものであるが、敷地の一角に鉄塔があったため、その周辺の土地を残し、約3分の2を部分開放していたものである。

平成14年度末に鉄塔のあった土地を取得したことであり、関係局と調整を行い、必要な整備を行った上で、広場・はらっぱ等として早急に市民に全面開放されたい。

(11) 賃貸借契約を行っている土地について適正な管理及び処分の促進等を求めるもの
(建築局)

市営住宅のうち、昭和20年代に建設された木造住宅については、多額の維持管理経費を要したことなどから、昭和30年前後から、払下げを行ってきたところである。このうち、借受人が土地を購入しなかったこと等から、建物のみを払い下げ、土地の貸付けを行っているものは、平成15年11月末現在で99件（民有地の転貸17件を含む。）となっている。

そこで、土地の賃貸借契約に係る書類について確認したところ、23件については契約書が保管されていなかった。また、現地の状況について確認したところ、本市の承認なく、建物がアパートに建て替えられていたものや、敷地の一部に自動販売機が設置されていたものが見受けられた。

については、すべての貸付土地について現況把握を適切に行うとともに、契約書のないものや現況が契約内容と異なっているものについては、契約変更等の手続を行うなど、適切な財産管理を行われたい。

また、建物の払下げから長期間経過していること、本市において保有土地の処分を推進していることなどから、借受人へ買取りの働きかけを積極的に行うことにより、土地処分を促進するなど、現在の本市の関与の解消に向けて努められたい。

(12) 庁用車の有効活用及びタクシー利用の見直しを求めるもの（ 建築局 ）

建築局では、建築基準法に基づく建築物の確認、公営住宅の建替工事の監督業

務等のために、公共交通機関の他に庁用車やタクシーを利用して出張している。

そこで、庁用車の利用状況についてみたところ、現在、庁用車は、4方面別建築事務所の各1台を含めて6台を保有しているが、運転者が限定されていることなどから、利用頻度が低い状況となっていたので、統合なども含め、有効活用するよう改善されたい。

また、タクシーの利用状況についてみたところ、勤務場所から目的地まで利用しているケースのなかに、目的地の最寄り駅まで公共交通機関を利用できるものが見受けられた。緊急性の高い場合や荷物の運搬などの特別な理由がない限り、可能な区間については公共交通機関を併用するよう、タクシー利用の見直しを図られたい。

(13) 委託業務の適正な執行及び業務内容の見直しを求めるもの（建築局）

建築局では、災害に強いまちづくりを推進するとともに高齢化に対応した住宅のバリアフリー化を促進することを目的として、区役所等での住宅に関する相談業務や市民啓発のためのセミナーの開催などを実施する安全・安心住宅相談推進事業を、特定非営利活動法人横浜市住宅リフォーム促進協議会(以下「協議会」という。)に委託により実施している。

そこで、当事業の執行状況についてみたところ、委託契約書の仕様書に具体的な業務内容の記載がなく、委託業務の内容に変更が生じた場合に口頭で指示しており、このため実質的な完了検査が行われていなかった。

については、委託契約の発注に当たっては、委託業務の内容を十分に把握し、適切かつ具体的な内容の仕様書とすること、業務内容の変更は変更契約により行うこと、その上で仕様書に基づき検査するよう改められたい。

また、委託業務内容についてみたところ、専門家向けセミナーや親子工作教室開催等、当事業の目的に合致していないものが見受けられたことから、適正な事業執行となるよう委託業務内容を見直されたい。

(14) 委託契約において適正な履行確認を求めるもの（保土ヶ谷区、旭区及び栄区）

各区では、「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例」で指定された美化推進重点地区等の清掃を委託により実施している。委託契約書による

と、受託者は定められた地区において清掃を行い、一般ごみと缶・ビンに分別し、処分するとともに、履行状況が確認できる写真を添付した作業日報等の実績報告を提出することとされている。

そこで、作業日報についてみたところ、添付された写真では、ごみ袋の色（黒色）や撮影角度等が原因で、一般ごみと缶・ビンの識別及びごみ袋の総数の把握ができないものが多数見受けられた。

については、業務の履行状況が確認できる写真の添付を徹底するとともに、随時現場指導等を行い、適正な履行確認に改められたい。

(15)生活保護法第63条に基づく返還金及び第78条に基づく徴収金について適正な債権管理を求めるもの（保土ヶ谷区、旭区及び栄区）

生活保護法によると、被保護者（生活保護を受けている者）が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内で返還しなければならないとされている（同法第63条に基づく返還金、以下「返還金」という。）。

また、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者があるときは、その費用の全額又は一部を徴収することができる（同法第78条に基づく徴収金、以下「徴収金」という。）。

各区の福祉保健課では、この返還金及び徴収金について、債権管理を行っているが、収入未済額は多額となっていた。

そこで、保土ヶ谷区、旭区及び栄区の債権管理についてみたところ、栄区では、平成14年4月から平成15年8月までの間、返還金及び徴収金の督促が行われていなかった。督促は、時効中断の効力を有することから、適正な督促手続を行われたい。

また、保土ヶ谷区及び旭区では、返還金及び徴収金の督促並びに書面による催告は行われていたが、3区とも電話や面談による催告等がほとんど行われていなかった。

については、返還金及び徴収金の未納を減少させるため、生活保護を現在受けていない滞納者について、電話による催告等を行い、適正な債権管理を図られたい。なお、所在不明となっているものについては、併せて、その把握に努められたい。

また、生活保護を受けている滞納者については、各区のサービス課において生

活指導等を実施していることから、同課と連携して、滞納者と接触できる機会を有効に活用し、適正な債権管理を行われたい。

(16)老人福祉費負担金等について徴収の促進を求めるもの

(保土ヶ谷区、旭区及び栄区)

老人福祉費負担金、身体障害者福祉費負担金及び知的障害者福祉費負担金は、福祉施設を利用した者及び扶養義務者が負担能力に応じて負担することとされている。

そこで、保土ヶ谷区、旭区及び栄区について、これらの福祉費負担金の徴収関係書類をみたところ、収入未済額が多額となっていた。また、未納者に対する折衝状況を確認したところ、督促及び文書による年1回の催告は行われていたが、保土ヶ谷区の一部、旭区及び栄区において、電話等による催告など個別折衝は行われていなかった。

については、公平な利用者負担の観点から、関係局等と連携を図り、電話等による催告など未納者との個別折衝を行い、消滅時効も考慮した上で、徴収の促進を図られたい。

(17)住環境整備事業助成金について適正な支払事務を求めるもの

(保土ヶ谷区及び旭区)

福祉保健センターでは、「横浜市高齢者等住環境整備事業実施要綱」等に基づき、支援又は介護を必要とする障害者や高齢者に対して、住宅改造工事に係る費用の助成等を行う、住環境整備事業を実施している。

サービス課は、区民から住宅改造工事の助成申込を受け付け、区民が工事業者との間で契約を行った後、審査・助成決定及び工事完了検査までの事務を行っている。一方、福祉保健課では、この完了検査後、工事代金から区民の自己負担額を差し引いた金額を助成金として、業者からの請求により支払っている。

そこで、助成金の支払状況をみたところ、平成11年度から平成14年度までに助成の決定を行ったものの中で、保土ヶ谷区では3件、約44万円及び旭区では3件、約68万円が、長期間未支払となっていた。なお、未支払確認リストによると、このほかに保土ヶ谷区で4件、約80万円が、支払済及び取消済であったにもかかわらず、同リストへの入力漏れとなっていた。

については、未支払確認リストへの入力を確実にを行うとともに、助成の受付、決定事務等を行うサービス課と支払事務を行う福祉保健課の連携を密にし、長期間の未支払の解消に向け、適正な支払事務を行われたい。

(18)類似の補助事業の整理統合を行うなど見直しを求めるもの（旭区）

旭区では、違法駐車追放を目的として、地区ごとに設置した「違法駐車追放地区協議会」（6地区）に対して補助金を交付するとともに、駅周辺の自転車等の適正利用の指導、放置自転車等の整理促進を図ることを目的として、地区ごとに設置した「自転車等放置防止推進協議会」（3地区）に対して補助金を交付している。

そこで、これらの補助事業についてみたところ、両協議会を設置している3地区については、構成員が同じであり、協議会の活動内容も広報啓発活動や警告札付け活動など、類似しており、活動日時も一緒であった。

については、実質的に同一団体に対する補助金であり、活動内容も類似し、会議費等の経費も重複していることから、事務手続の効率化及び経費の節減に向けて、類似事業の整理統合を図って補助金を一本化するなど、見直しを図られたい。

(19)区民参加講座について参加人員の増加に向けた工夫を求めるもの（旭区）

旭区では、区民に身近なまちづくりを考えるきっかけとして、まちの活動体験講座事業を平成15年度から開始し、当年度は区民との協働によるまちづくりの活動事例に関する学習会、見学会、体験等を行う講座「まちづくり倶楽部」（事業に直接要する経費228万円）を開催している。同講座への参加者募集の広報については、広報よこはま旭区版に掲載するほか、公的機関でのチラシ配布など多様な広報活動を行ってきたが、募集50名に対し、初回は18名、第2回及び第3回は13名という参加状況であった。

これは、上記区版によると、入門の会に参加し、活動体験を行い、まとめの会に出席できることを応募要件とし、また、募集チラシの中には、「全日程のプログラムに参加が原則」と記載されていたことが一因であったと考えられるので、区民ニーズ等を考慮しつつ、テーマ、日程、回数を工夫するなど、区民が参加しやすい内容となるよう検討されたい。

(20)区が使用する車についてあり方の検討を求めるもの(旭区)

旭区地域振興課では、旭区体育協会(以下「協会」という。)の事務(金銭出納管理事務を含む。)を行っている。

協会は各競技団体が行事で物品の運搬を行うために、小型トラックを所有しているが、同トラックは協会事業に使用するほか、区職員が区の事業や他の実行委員会等の事業に使用していた。区と協会との間ではトラック使用に関し、平成15年12月に使用貸借契約を締結したところであるが、トラックの維持管理費については、協会のほか、区から補助を受けている他の複数の実行委員会等が協会に負担金を支出していた。また、トラックの更新のための積立金についても、同様の方法で支出していた。

については、区が借り受けている協会のトラックに対して、他の実行委員会等が維持管理費や更新のための積立金を負担金として協会に支出することは適切ではないので、改められたい。

なお、協会のトラックを、実質上、区用車として使用していることを踏まえ、現在区が所有している区用車との関係を整理するなど、同区の区用車のあり方について関係局とともに検討されたい。

《措置済事項》

(21) 計画的な経費執行を求めるもの（経済局）

経済局では、大韓民国光州広域市で開催された日韓交流祭（平成14年10月17日～22日）で配布したハングル版パンフレットを、開催直前の約1か月間に3回にわたって、すべて同一業者との単独随意契約で印刷発注していたので、今後、同種の契約の際には、現地の情報を十分に収集した上での確かな発注数量を把握し、必要な調達数量に基づいて発注するよう改められたい。

【対象局が講じた改善内容】

経済局では、今後、物品等の発注に当たっては、より計画的に必要な調達数量に基づいて発注するよう、平成16年1月に関係各課に通知し周知徹底を行った。

(22) 中央卸売市場における土曜日の開場対応について改善等を求めるもの（経済局）

横浜市中心卸売市場は原則として土曜日にも開場していることから、「横浜市中心卸売市場本場、南部市場及び食肉市場に勤務する職員の勤務時間に関する規程」（以下「規程」という。）により、開場に対応する職員（守衛を除く。以下において同じ。）については、土曜日は午前8時45分から午後零時45分まで勤務することとなっている。ただし、それ以外の職員については、勤務を要しない日に指定している。

そこで、開場となる土曜日の勤務についてみたところ、次のとおりとなっていた。

ア 横浜市中心卸売市場本場業務課では、平成14年12月28日の土曜日について、開場に対応する職員を指定しなかったため、当日勤務した職員について、規程に定める勤務時間内の勤務を超過勤務の扱いとしていた。

イ 横浜市中心卸売市場食肉市場では、通常、土曜日は開場していないことから、職員全員について土曜日を勤務を要しない日に指定している。ただし、年末の数日の土曜日は、毎年、繁忙期となるため開場することとしている。平成14年11月30日から同年12月28日までの間に開場した5回の土曜日に対応する職員を指定しなかったため、当日勤務した職員について、規程に定める勤務時間内の勤務を超過勤務の扱いとしていた。

については、開場となる土曜日について、開場に対応する職員の指定を適正に行

うとともに、指定された職員の勤務については、超過勤務の扱いではないので、適正な事務処理に改められたい。

【対象局が講じた改善内容】

経済局では、中央卸売市場本場業務課における、平成14年12月28日の勤務に係る該当者の超過勤務手当については、平成16年1月に、戻入手続等を行った。

また、中央卸売市場食肉市場における、開場した土曜日の勤務に係る該当者の超過勤務手当については、平成16年1月に、戻入手続等を行った。

今後、開場となる土曜日については、正規の勤務日として取り扱うこととした。

(23) 帳簿諸表の備えを求めるもの（経済局）

横浜市中心卸売市場食肉市場において、使用料等の未納時の担保として預託されている保証金に係る事務をみたところ、預託すべき卸売業者等からの現金及び有価証券の納付状況は確認できたものの、歳入歳出外現金整理簿及び有価証券整理簿が備えられていなかったため、「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」に基づき、適正な事務処理を行われたい。

【対象局が講じた改善内容】

経済局では、保証金の事務に関して、平成16年1月に、「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」に基づく歳入歳出外現金整理簿及び有価証券整理簿を備え、経理するように改めた。

(24) 助成金の執行内容が確認できるよう改善を求めるもの（都市計画局）

横浜の歴史的な建造物等の保全を図るため、「歴史を生かしたまちづくり要綱」に基づき、本市が歴史的建造物の認定を行うとともに、その維持管理に要する経費の一部を助成している。

そこで、助成金の交付関係書類をみたところ、要綱等では、事業年度終了後、実績報告書を提出することとされているが、助成金の交付を行った26件全件について、実績報告書が提出されていなかったため、実績報告書の提出を求め、助成金の執行内容を確認するよう改められたい。

【対象局が講じた改善内容】

都市計画局では、維持管理に対する助成金について、平成15年度から、実績報

告書等により、執行内容を確認するよう改めた。

(25)未処分保留床について有効活用を求めるもの（都市計画局）

ヨコハマポートサイド地区第二種市街地再開発事業については、平成6年3月に施設建築物が竣工したが、平成3年3月の方針決裁により、保留床（30戸）は、他の市街地再開発事業等の代替用住宅として所有することとしており、現在は22戸が未処分（空室）となっている。同保留床については、竣工後10年近く経過しているが、売却先が確定するまでの間の管理を行っており、修繕積立金及び点検・清掃等を行うための管理費として、年間約1,400万円を支出している。

については、保有コスト、市債償還財源の早期確保等を考慮し、売却を含め、保留床の積極的な有効活用を検討されたい。

【対象局が講じた改善内容】

都市計画局では、平成16年1月に、公募による処分方針を決定し、現在処分手続を進めている。

(26)ほどがやワールドカップ記念コートの土地使用及び管理運営について改善を求めるもの（保土ヶ谷区）

ほどがやワールドカップ記念コート管理運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、保土ヶ谷区のスポーツ振興と、ほどがやワールドカップ記念コート（以下「記念コート」という。）の管理運営を目的として設立されている。

この記念コートの土地については、保土ヶ谷区が横浜市土地開発公社から無償で使用承認を受けているが、区は当該土地を運営委員会が使用することについて、横浜市土地開発公社から書面での承認を受けておらず、区と運営委員会の間でも土地使用に関する手続を行っていなかった。

また、運営委員会は区からの補助金等により付帯設備等を整備・所有した上で、記念コートを区民利用に供しているが、その管理運営業務及びテニス教室の運営を、市内業者へ委託している。管理運営業務に関しては、市内業者が利用者から運営協力金を徴収し、その全額を運営委員会に納入していたが、テニス教室に関しては、市内業者が利用者から受講料を徴収し、その9割を委託代金として自らの収入とし、残りの1割を運営委員会に納入していた。

については、区は、運営委員会の当該土地の使用について適正な手続を行うとともに、運営委員会に対しては、テニス教室に関する受講料全額を運営委員会に納入させるなど、適切な委託業務を行うよう指導されたい。

【対象区が講じた改善内容】

保土ヶ谷区では、適切な委託業務となるよう運営委員会を指導し、運営委員会では、平成16年1月に委託契約を変更し、テニス教室に関する受講料全額を市内業者から納入させ、別途、運営委員会が委託料を支払う方法に改めた。

また、同区では、平成16年2月に運営委員会が土地を使用することについて、横浜市土地開発公社から書面での承認を受けるとともに、区と運営委員会の間で、土地使用に関する承認手続を行った。

(27) タクシーチケットの適正管理を求めるもの（旭区）

総務課における平成14年4月以降のタクシーチケットの受払い状況について見たところ、受払簿は作成されていたものの、利用者や行き先など84項目の記載漏れがあった。

タクシーチケットは、現金と同様に厳正な管理が必要であるので、受払簿の適正な記録と適時に残高確認を行われたい。

【対象区が講じた改善内容】

旭区では、タクシーチケットの使用に際して、平成16年1月に受払簿への記載を適正に行うとともに、適時に残高確認を行うよう事務手続の改善を図った。

(28) 戸籍謄本等の郵送請求事務について改善を求めるもの（旭区）

戸籍課では、郵送により戸籍謄本等を請求する者から、発行に係る手数料について現金、為替等が同封された場合、当該現金等を集計し、証紙に交換する手続を行っているが、同手続を2週間に1度まとめて行っており、平成15年4月1日から15日までの事例では保管現金等は約14万円となっていた。

現金保管による事故を未然に防止するために、「郵送請求による戸籍謄抄本等交付事務取扱要領」に基づき、速やかに証紙に交換し、決裁を受けるよう事務処理を改められたい。

【対象区が講じた改善内容】

旭区では、平成16年1月から処理日ごとに証紙への交換手続を行うとともに、郵送請求処理集計票の決裁を受けるよう改めた。

第2 定期監査（工事関係）

1 監査の対象及び範囲

主として平成14年4月1日から平成15年8月31日までに契約された工事及び前年度から継続している工事（委託を含む。）について、次の局を対象に監査を行った。

- (1) 環境事業局
- (2) 建築局
- (3) 水道局

監査対象工事及び監査実施工事

監査対象局	監 査 対 象 工 事		監 査 実 施 工 事 (監査対象工事の中から抽出)	
	件 数	工事金額（契約）	件 数	工事金額（契約）
環境事業局	426件	93億5,767万4,607円	69件	48億9,837万 512円
建 築 局	1,558件	1,316億2,451万8,676円	76件	582億4,457万1,000円
水 道 局	1,366件	545億6,907万8,500円	110件	142億5,119万7,240円
計	3,350件	1,955億5,127万1,783円	255件	773億9,413万8,752円

主な監査実施工事は次のとおりである。

(1) 環境事業局

環境事業局金沢工場余熱利用施設新築工事（建築工事）、神明台処分地保全対策工事（鉛直遮水工）、港南工場焼却炉空冷壁煉瓦等補修工事、鶴見工場ボイラー設備定期検査等整備工事、都筑工場蒸気タービンロータ等更新工事、金沢工場監視制御装置点検整備委託

(2) 建築局

横浜市立港湾病院再整備工事（建築工事・病院棟工区）、浦舟救護施設（仮称）・天神ホーム・浦舟特別養護老人ホーム（仮称）・浦舟地域ケアセンター（仮称）及び南区福祉保健活動拠点（仮称）整備工事（電気設備工事）、東部地域療育センター（仮称）等新築工事（衛生設備工事）、旭区総合庁舎改修工事（建築工事）、横浜動物の森公園アフリカジャングルゾーンオカピ舎他新築工事（衛生設備

工事)、横浜市立科学技術高等学校(仮称)建設工事実施設計(その1)業務委託

(3) 水道局

今井配水池築造工事、西谷1号配水池流出管 1800・1350mm新設工事、配水管(150mm以下)漏水修理工事及び配水管(50mm以下)切回し工事、鶴ヶ峰排泥池機械設備修繕、工業用水道子安通3丁目 1100mm 配水管補強工事、工業用水道吉田町 700mm 配水管布設替管製作及び現場溶接工事(その1)、口径50mm以下管路情報システムデータ更新業務委託

2 監査の期間

平成15年8月25日から平成16年2月10日まで

3 監査の結果

今回の監査は、監査実施工事の計画、設計、契約、施工管理、安全管理、検査等が適正かつ効率的に執行されているかについて、関係書類の検査及び工事現場の調査等により実施した。また、平成14年5月に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」が本格施行されたことを踏まえて、「環境負荷の低減」の観点からも監査を実施した。

その結果、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認められたので、適切な措置を講じられたい。

(1) 改修工事に伴い発生する有価物に関し、設計変更を行うとともに、取扱基準を定め適正な設計を行うよう求めるもの(建築局)

「浦舟救護施設(仮称)・天神ホーム・浦舟特別養護老人ホーム(仮称)・浦舟地域ケアセンター(仮称)及び南区福祉保健活動拠点(仮称)整備工事(電気設備工事)」をみたところ、既存建物の改修工事の際に有価物としての電線類が多量に発生していたが、設計図書では、処理方法が明示されておらず、設計金額から売却差益を控除する取扱いがされていなかった。ただし、元請負人の指示により、これら電線類は、廃棄物再生業者によって再生処理されていた。

ついては、本工事について適正な設計変更を行うとともに、資源の再生利用及びコスト縮減の観点から、大規模施設の改修工事等の際に発生する電線類等の有

価物についての取扱基準を定め、適正な設計を行うよう改善されたい。

(2) 建築設計業務契約の業者選定について改善を求めるもの（建築局）

建築局では、建築物等の設計や測量等の業務を委託する際には、「建築局委託業者選定委員会要綱」等に基づき、建築局委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、業者選定の基準となる「基本方針」を毎年度策定し、業者選定を行っている。

建築設計の委託に関する「基本方針」では、価格の多寡による選定方法によってのみ業者を選定するのではなく、創造性・技術力・経験等を審査の上、選定するとの考え方から、「設計競技方式」、「プロポーザル方式」及び「特命での選定方式」の3方式により業者を選定することとしている。

そこで、平成15年4月1日から同年8月31日の間に、新規に選定委員会において業者選定を行った建築設計の委託契約89件についてみたところ、「設計競技方式」及び「プロポーザル方式」による契約はなく、すべて「特命での選定方式」による単独随意契約となっていた。

さらに、この「特命での選定方式」による単独随意契約についてみたところ、小学校のトイレの改修の設計業務委託など、創造性や技術力等を必要とする度合いが低く、単独随意契約とする合理的な理由に乏しいものが、6割程度見受けられた。

については、建築設計の委託に当たっては、現在、採用している「設計競技方式」、「プロポーザル方式」及び「特命での選定方式」に加えて、「競争入札方式」による業者選定方式を採用するよう見直すとともに、創造性、技術力等を必要とする建築設計についても、競争性・透明性確保の観点から、極力「プロポーザル方式」等の活用を図るなど、契約方法を改められたい。

《措置済事項》

(3) 環境負荷低減及びコスト縮減の観点から再生材の砕石の使用を求めるもの

(建築局)

「資源の有効な利用の促進に関する法律」によると、建設工事の発注者は、その事業又はその建設工事の発注を行うに際して原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努めなければならない、とされている。

そこで「明神台住宅（仮称）第1期新築工事（建築工事）」をみたところ、受水槽ポンプ室及びスロープの基礎工事に敷く砕石に、新材の砕石を使用していた。

また、「旭区総合庁舎改修工事（建築工事）」をみたところ、舗装工事の路盤材に新材の砕石を使用していた。

現在、本市では循環型社会の構築を目指し、建設工事に伴い副次的に発生する建設副産物の減量化や再生利用を進めており、また、コスト縮減にもつながるので、今後このような工事においては、基礎工事の砕石及び舗装工事の路盤材に再生材の砕石を使用するよう改善されたい。

【対象局が講じた改善内容】

建築局では、建築工事の基礎工事の砕石については、「公共住宅建築工事積算マニュアル」を平成15年10月に改訂した。また、舗装工事の路盤材に再生材の砕石を使用することについて、平成16年1月に関係各課へ通知するとともに、担当係長会議により周知徹底を行った。

(4) 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく現場施工体制の適正な点検と必要な措置の指導について周知徹底を図るよう求めるもの

(建築局)

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（以下「適正化法」という。）によると、下請契約の総額が土木工事及び設備工事等にあっては3,000万円以上、建築工事にあっては4,500万円以上の工事については、元請負業者から提出された施工体制台帳の記載内容と、工事現場の施工体制が合致しているかどうかを、発注者が点検することが義務付けられている。これに基づき、本市においては「工事現場等における施工体制の点検要領」等を定め、本市監督員が点検

作業を行い、不適切な点があった場合は必要な措置を講じることになっている。

そこで、建築局発注工事における施工体制の点検状況をみたところ、一次下請金額など、一部の項目について点検漏れがあった。また、専任を必要とする監理技術者等が他工事と重複していないかを確認するための登録（コリンズ登録）を、元請業者が行っていないにもかかわらず、本市監督員が登録のための指導をしていないものが1件見受けられた。

適正化法に基づく現場施工体制の点検は、公共工事の適正な施工を確保するとともに、一括下請負等不正行為の排除を徹底するために重要であるので、上記要領等に基づく点検作業を適正に行い、不適切な点があった場合は必要な措置を講じるよう、監督担当部署等に周知徹底を図られたい。

【対象局が講じた改善内容】

建築局では、適正化法の趣旨に沿って、点検作業を適正に行うよう、平成16年1月に新たに「施工体制点検マニュアル」を定めた。また、併せて点検作業の際に不適切な点があった場合には、速やかに請負人を指導し、必要な措置を講じるよう、関係各課に通知するとともに担当係長会議により周知徹底を行った。

(5) 適正な契約変更手続を行うよう求めるもの（建築局）

横浜市契約規則によれば契約書を作成した場合において、契約の内容を変更するときは、変更契約書又は請書を作成しなければならないことになっている。

そこで、「東部地域療育センター（仮称）等新築工事（衛生設備工事）」をみたところ、消火設備工事（ダクト内消火設備）他8項目の内容を変更していたが、請負人に対する監督員指示書の交付のみで、変更契約書又は請書は作成されていなかった。

ついては、今後、工事内容等の変更が生じた場合には、適正な契約変更手続を行うよう改められたい。

【対象局が講じた改善内容】

建築局では、工事内容等の変更が生じた場合には、適正な契約変更手続を行うよう、平成16年1月に関係各課に通知するとともに、担当係長会議により周知徹底を行った。

(6) 工事費の積算業務において、正確な積算とチェック体制の強化を求めるもの

(建築局)

「旭区総合庁舎改修工事（建築工事）」をみたところ、会議室整備工事において高炉セメントを採用していたが、設計金額算定の際に、普通セメントの単価から減額すべきところを、誤って加算したため、約6万円の過大積算となっていた。

また、「磯子第二ポンプ場雨水滞水池（第一期）築造工事（その6）」をみたところ、設計金額算定の際に、無筋コンクリート処理料として計上すべきところを、誤ってコンクリート舗装取壊し工事費として計上したため、約3万円の過大積算となっていた。

については、工事費の積算業務において、正確な積算を行うとともに、チェック体制の強化を図りたい。

【対象局が講じた改善内容】

建築局では、高炉セメント単価について、自動的に減額されるよう、平成15年11月に積算システムを変更した。また、新たに積算点検書等を作成し、点検を強化するよう、平成16年1月に関係各課に通知し、周知徹底を行った。

(7) 「機械・電気設備設計積算要領」の周知徹底とチェック体制の強化を求めるもの

(水道局)

機械又は電気工事発注に伴う設計金額の積算に当たっては、水道局作成の「機械・電気設備設計積算要領」（以下「積算要領」という。）に基づき、設計金額を積算することとしている。

そこで、「鶴ヶ峰排泥池機械設備修繕」工事をみたところ、必要な仮設経費、共通仮設費及び現場管理費を計上しておらず、設計金額にして約35万円の過小積算となっていた。

については、設計担当者への積算要領の周知徹底及びチェック体制の強化を図り、適正な設計金額を積算されたい。

【対象局が講じた改善内容】

水道局では、機械又は電気工事の発注に伴う設計金額の積算に当たっては、必要経費の計上について平成15年8月から機械・電気設備設計積算システムの運用を開始し、自動的に計算される方式とした。また、積算要領の適切な運用とチェ

ック体制を強化するよう、平成16年1月に関係各課等に通知し、周知徹底を行った。

(8) 適切な土留めの設置について、請負業者への指導及び安全点検の強化を求めるもの（水道局）

公衆災害の防止を目的とした「建設工事公衆災害防止対策要綱」及び土木工事における施工の安全確保を目的とした「土木工事安全施工技術指針」によると、上下水道等工事において掘削する深さが1.5mを超える場合は、原則として土留めを行うことと規定されている。

そこで、「工業用水道子安通3丁目 1100mm 配水管補強工事」をみたところ、試掘時に土留めを行わず、約1.7mの掘削を行っていた。

土留め未設置による土砂崩壊事故を未然に防止し、工事の安全を確保するため、溝内での作業に先行して土留めを設置するよう、請負業者への指導を徹底するとともに、安全点検の強化を図りたい。

【対象局が講じた改善内容】

水道局では、適切な土留め設置について、請負業者への指導を徹底するよう、平成16年1月に関係各課等に通知するとともに、監督業務連絡会において周知徹底を行った。また、安全点検の強化を図るため、同月、土留めの設置等を重点項目とした工事安全パトロールを実施した。

(9) 積算基準等の周知徹底とチェック体制の強化を求めるもの（水道局）

上水道の配水管工事における鋼管の接合については、水道工事標準仕様書によれば突合せ部分を溶接することとしており、また、溶接部からの漏水を事前にチェックするため、放射線透過試験の実施を義務付けている。放射線透過試験の実施に伴う撮影箇所及び撮影枚数は、「水道局土木工事設計積算基準」（以下「積算基準」という。）及び「水道事業実務必携」（以下「実務必携」という。）により算出し、撮影に係る費用は、実務必携に基づき積算することになっている。

そこで、「工業用水道吉田町 700mm 配水管布設替管製作及び現場溶接工事（その1）」をみたところ、撮影箇所は積算基準により配水管の直管部及び異形管部について計上すべきところ、直管部について計上していなかったため、設計金額

にして約14万円の過小積算となっていた。また、「深谷町 100～300mm ほか3か所配水管新設工事」についても、実務必携によれば、撮影費用は撮影1枚当りで積算すべきところ、誤って1日の作業単価と作業日数で積算したため、設計金額にして約6万円の過小積算となっていた。

については、放射線透過試験費を適正に積算するよう、設計担当者への積算基準及び実務必携の周知徹底とチェック体制の強化を図られたい。

【対象局が講じた改善内容】

水道局では、放射線透過試験費を適正に積算するため、積算基準及び実務必携に基づき積算し、点検リストの作成によりチェック体制の強化を図るよう、平成16年1月に関係各課等に通知するとともに、設計担当者連絡協議会において周知徹底を行った。

第3 定期監査（監査テーマ「特殊勤務手当」）

1 監査テーマ

特殊勤務手当

2 監査の対象及び範囲

主として平成14年4月1日から平成15年8月31日までに執行された上記テーマに関する事務について、次の局及び区を対象に監査を行った。

- (1) 全局(行政委員会を含む。)
- (2) 保土ヶ谷区
- (3) 旭区
- (4) 栄区

3 監査の期間

平成15年8月25日から平成16年2月10日まで

4 テーマ選定の理由

現在、本市では、横浜リバイバルプランを策定し、さまざまな改革に取り組んでおり、平成15年3月に策定された「新時代行政プラン」では、重点改革項目のひとつとして、特殊勤務手当について、時代の変化に応じた見直しを行うとしている。

また、平成15年10月に「新時代行政プラン・アクションプラン」などを策定し、「新時代行政プラン」についての具体的な実施計画を定め、見直しに取り組むこととしている。

こうした状況を踏まえて、これらのプランや各種の改革の推進に結びつくような監査を行っていくとの方針に基づいて、監査テーマとして特殊勤務手当を選定し、重点的な監査を行うこととした。

(1) 全局区（水道局・交通局を含む。）についての動向

「新時代行政プラン」（平成15年3月策定）では、重点改革項目のひとつとして、職員の意欲に応えられる人事・給与制度の改革に取り組むこととし、その中で特殊勤務手当については、時代の変化に応じた見直しを行うこととしている。

(2) 全局区（水道局・交通局を除く。）についての動向

「新時代行政プラン・アクションプラン」（平成 15 年 10 月策定）では、特殊勤務手当の見直しは、平成 16 年度に検討、平成 17 年度に見直しというスケジュールで進めることとしている。

(3) 水道局についての動向

「水道経営改革プラン」（「水道事業中期財政プラン」・「水道局新時代行政プラン・アクションプラン」）（平成 15 年 12 月策定）では、職員定数の削減と併せて、企業手当の廃止など特殊勤務手当のあり方の検討や見直し等について、平成 18 年度を目標年度に行うこととしている。

(4) 交通局についての動向

平成 15 年 4 月に、「交通局新時代行政プラン・アクションプラン」の一部を先行して実施する趣旨から、特殊勤務手当 21 手当のうち乗務手当など 9 手当を廃止するなど、大幅な見直しを実施した。

「交通局新時代行政プラン・アクションプラン」（平成 15 年 10 月策定）では、平成 18 年度を目標年度として、特殊勤務手当の見直し等、職種や業務の内容に応じ、給与の適正化を図ることとしている。

「横浜市市営交通事業あり方検討委員会」答申（地下鉄事業：平成 15 年 9 月、バス事業：平成 16 年 1 月）では、経営の効率化のため、人事・賃金・勤務制度の抜本的な見直し等により人件費の大幅な抑制を目指すべきであると提言している。

5 監査の着眼点

厳しい社会経済状況や時代の変化に伴う業務内容等の変化を踏まえて、各局区で支給されている個々の特殊勤務手当について、それぞれ勤務の特殊性や支給要件の妥当性について検証するため、次のような視点から監査を行った。また、監査に当たっては、それぞれ抽出により関係書類等を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

(1) 勤務の特殊性の有無、支給要件の妥当性等に関する監査の視点

- ・現在の市民感覚からみて支給の必要性が乏しいものはないか。
- ・業務内容の変化等により支給の必要性が薄らいでいるものはないか。
- ・他都市の支給状況と異なっているものはないか。

(2) 支給の正確性等に関する監査の視点

- ・規定（規則、要綱等）の適用誤りはないか。
- ・支給件数、金額等は正確か。

6 特殊勤務手当の支給根拠

特殊勤務手当は、特殊な勤務に従事し、それを給料で考慮することが適当でない場合に、その勤務の特殊性に応じて支給されるものであり、一般職職員（総務局等全局区）、企業職員（水道局及び交通局）では、それぞれ、条例、規則、規程等を定め、これらに基づいて支給を行っている。

(1) 一般職職員（総務局等全局区）

ア 横浜市一般職職員の給与に関する条例

（特殊勤務手当）

第 12 条 職員が次に掲げる特殊な勤務に従事する場合には、特殊勤務手当を支給する。

- (1) 身体、生命の危険のおそれがあると認められる業務に従事する場合
- (2) 健康に有害のおそれがあると認められる業務に従事する場合
- (3) 肉体的に過度の疲労を伴う業務に従事する場合
- (4) 精神的、肉体的に不快を伴う業務に従事する場合
- (5) 業務の能率の維持向上のため特に支給を必要と認められる業務に従事する場合
- (6) 外国に所在する公署における業務に従事する場合
- (7) その他特に支給を必要と認められる特殊な業務に従事する場合

3 第 1 項の手当の種類並びに支給を受ける者の範囲、額及びその支給方法について必要な事項は、規則で定める。

イ 特殊勤務手当支給規則制定権の委任に関する規則

横浜市一般職職員の給与に関する条例第 12 条第 3 項の規定に基く規則の制定権は、横浜市人事委員会に委任する。

ウ 一般職職員の特殊勤務手当に関する規則（人事委員会規則）

特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、額、支給方法について規定している。

(2) 企業職員（水道局）

ア 横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例

（特殊勤務手当）

第6条 特殊勤務手当は、職務の特殊性により、給与上特別の考慮を必要とする場合若しくは勤務能率の向上を計るため、勤務に対する特別の考慮を必要とするとき、支給することができる。

イ 横浜市水道局企業職員の給与に関する規程

（特殊勤務手当）

第29条 職員が次に掲げる特殊な勤務に従事する場合には、特殊勤務手当を支給する。

- (1) 身体、生命に危険のおそれがあると認められる業務に従事する場合
- (2) 健康に有害のおそれがあると認められる業務に従事する場合
- (3) 肉体的に過度の疲労を伴う業務に従事する場合
- (4) 精神的、肉体的に不快を伴う業務に従事する場合
- (5) 業務能率の維持向上のため特に支給を必要と認められる業務に従事する場合

- (6) その他特に支給を必要と認められる特殊な業務に従事する場合

2 前項の手当の種類並びに支給を受ける者の範囲、額及びその支給方法について必要な事項は、別に定める。

ウ 横浜市水道局企業職員の特殊勤務手当に関する規程

特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、額、支給方法について規定している。

(3) 企業職員（交通局）

ア 横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例

（特殊勤務手当）

第6条 特殊勤務手当は、職務の特殊性により、給与上特別の考慮を必要とする場合若しくは勤務能率の向上を計るため、勤務に対する特別の考慮を必要とするとき、支給することができる。

イ 横浜市交通局企業職員の手当に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例に規定する交通局企業職員に支給すべき手当について必要な事項を定めるものとする。

特殊勤務手当を含む手当の種類、支給を受ける者の範囲、額、支給方法について規定している。

7 監査の結果

(1) 要約

手当の支給対象業務について、勤務の特殊性や支給要件の妥当性などについて、個々に分析・検証し、また、支給の正確性等について監査を行った結果、その主な内容は次のとおりである。

ア 廃止又は見直しの方向で検討することを求めるもの

(ア) 廃止の方向で検討すべきもの

a 一般職職員の特殊勤務手当

看護師、栄養士・調理員などに対して日額で支給されている手当のうち、本来行うことが予定されている業務で、現在、危険・有害等の勤務の特殊性が乏しく、特別の考慮を必要としないと考えられる手当については、廃止の方向で検討されたい。

b 企業職員の特殊勤務手当

管理職以外の全職員に対して日額で支給されている企業手当(水道局)などについては、廃止の方向で検討されたい。

(イ) 見直しの方向で検討すべきもの

a 一般職職員の特殊勤務手当

(a) 税務手当として、月額の手当と日額の手当が併せて支給されているが、市税業務は、区役所の課税課及び納税課の職員が本来行うことが予定されている業務であり、現在、危険・有害等の勤務の特殊性が乏しく、特別の考慮を必要としないと考えられることから、月額の手当については廃止し、従事した個々の業務に応じた日額の手当とするなど、全体的な見直しを行う方向

で検討されたい。

- (b) 特別現場業務手当等として、環境事業局の収集事務所等や工場の現場に勤務する事務、技術及び技能職員に、月額の手当などが支給されている。また、これに加えて従事した業務に応じて日額の手当が支給されている。

しかし、支給対象業務が基本的に同じであることから、他局の特別現場業務手当との関係を含め、現在の勤務の特殊性を考慮して、月額の手当などは減額を検討するとともに、日額の手当については、それぞれ必要に応じた手当に整理するなど、技能職員の給料の調整額も念頭に入れて、全体的な見直しを行う方向で検討されたい。

- (c) 環境事業局の収集事務所等や工場の現場に勤務する職員が、年末年始の特別清掃作業期間中に、じんかい処理業務等に従事した場合に手当が支給されている。

しかし、同期間中のじんかい収集量や搬入量、焼却量などについては、収集事務所や工場等の現場によってばらつきがあることから、業務の量や質について全般的に点検した上で、特殊勤務手当の支給対象業務を限定し、特別清掃作業期間を短縮するなど、見直しを行う方向で検討されたい。

また、年末年始の休日期間中（12月29日～1月3日）に勤務した場合には、この手当とは別に特殊勤務手当が支給されており、この額を含めると、他局区で年末年始に支給される特殊勤務手当に比べ高額となっていること等から、減額を行うとともに必要なものについては併せて統合するなど、見直しの方向で検討されたい。

なお、工場の特殊勤務手当については、特別清掃作業期間中の合計額をもとに支給されていることから、日額で支給する方向で検討されたい。

b 企業職員の特殊勤務手当

対象業務を限定せず、職員の所属や職種により一律に日額で支給している作業手当（水道局）などについては、見直しの方向で検討されたい。

廃止又は見直しを求める数

		特殊勤務手当の数	改善を求める数		
			廃止	見直し	計
一般職職員		213区分 (55手当)	41区分	19区分	60区分
企業職員	水道局	7	3	3	6
	交通局	12	0	0	0

一般職職員の特殊勤務手当の数は、項目別では55手当であるが、これを細分化すると213区分の手当となる。

イ 支給手続等の改善を求めるもの

年未年始の休日期間中に、病院や福祉局の入所施設などに勤務した一般職職員に対する特殊勤務手当及び年未年始の特別清掃作業期間中に、じんかい処理業務等に従事した環境事業局の現場に勤務する職員に対する特殊勤務手当については、毎年、年末に、個別の決裁により支給しているが、毎年継続的に支給されていることから、規定化する方向で改善を図られたい。

また、企業職員についても、個別の決裁により支給しているが、毎年継続的に支給されていることから、規定化の方向で改善を図られたい。

ウ 正確な事務処理を求めるもの

各局区で支給誤りや規定の適用誤りが多く見受けられたので、チェック機能の強化を図り、支給事務の適正化に努められたい。

(2) 廃止の方向で検討すべきもの

次の手当については、看護師、栄養士・調理員等の専門の職種の者や、戸籍課職員、水道局の職員など、各課・各施設等に勤務する職員が本来行うことが予定されている業務等で、現在、危険・有害等の勤務の特殊性が乏しく、特別の考慮を必要としないと考えられることから、廃止の方向で検討されたい。

ア 一般職職員（総務局等全局区）

(ア) 看護師等に対する手当

病院、福祉施設等において、看護師等が本来行うことが予定されている業務であり、現在、危険・有害等の勤務の特殊性が乏しく、特別の考慮を必要としないと考えられる。

対象局区	対象業務等	支給額
衛生局、 市立大学	病院に勤務する助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士等が、医療業務等に従事した場合	100円/日
福祉局	児童相談所に勤務する保健師、看護師及び准看護師が療育指導等に従事した場合	170円/日
	養護老人ホームに勤務する看護師及び准看護師が衛生・健康管理等に従事した場合	140円/日
	身体障害者更生授産所に勤務する保健師が、療養補助等に従事した場合	140円/日
	児童自立支援施設に勤務する看護師及び准看護師が生活指導等に従事した場合	120円/日
	児童養護施設に勤務する看護師及び准看護師が生活指導等に従事した場合	120円/日
衛生局	病院の病棟、中央材料室又は手術室に勤務する看護助手が、看護業務の補助等に従事した場合	50円/日
市立大学	病棟、滅菌室、滅菌器材管理室又は手術室に勤務する看護助手が行う看護業務の補助等に従事した場合	50円/日
	血液透析室又は血液浄化室に勤務する看護師が行う多量の血液を取り扱う業務、又はケースワーカーが行う医療による更生指導又は公衆衛生指導に従事した場合	100円/日

(イ) 栄養士・調理員等に対する手当

保育所、福祉施設、病院、学校等において、栄養士・調理員等が本来行うことが予定されている業務であり、現在、危険・有害等の勤務の特殊性が乏しく、特別の考慮を必要としないと考えられる。

対象局区	対象業務等	支給額
福祉局	保育所技能員が給食業務に従事した場合	40円/日
	知的障害児通園施設、知的障害者更生施設（通所施設）に勤務する作業員が給食業務に従事した場合	50円/日
	知的障害児施設、知的障害者更生施設（入所施設）、中央児童相談所一時保護係、児童自立支援施設、児童養護施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、身体障害者更生授産所に勤務する栄養士、調理員が入所者に応じた栄養指導、調理業務等に従事した場合	120円/日
衛生局、 市立大学	病院に勤務する調理員が、入院患者に応じた調理業務等に従事した場合	120円/日
教育委員会	学校給食調理員が給食業務に従事した場合	50円/日

(ウ) 保育士等に対する手当

保育所、病院において、保育士等が本来行うことが予定されている業務であり、現在、危険・有害等の勤務の特殊性が乏しく、特別の考慮を必要としないと考えられる。

対象局区	対象業務等	支給額
福祉局	保育士及び保健師が、障害児保育又は産休明け保育等に従事した場合	90 円 / 日
衛生局	病院に勤務する保育士が、入院患者の保育等に従事した場合	90 円 / 日

(I) 学校用務員に対する手当

学校において、学校用務員が本来行うことが予定されている業務であり、現在、危険・有害等の勤務の特殊性が乏しく、特別の考慮を必要としないと考えられる。

対象局区	対象業務等	支給額
教育委員会	学校の環境整備業務等に従事した場合	40 円 / 日

(オ) 戸籍課職員に対する手当

戸籍及び登録業務は、区役所の戸籍課職員が本来行うことが予定されている業務であり、現在、危険・有害等の勤務の特殊性が乏しく、特別の考慮を必要としないと考えられる。

対象局区	対象業務等	支給額
区役所	戸籍課に勤務する職員が、戸籍又は登録事務に従事した場合	180 円 / 日

(カ) 保険年金課職員に対する手当

国民年金、国民健康保険等に関する業務は、区役所の保険年金課職員が本来行うことが予定されている業務であり、現在、危険・有害等の勤務の特殊性が乏しく、特別の考慮を必要としないと考えられる。

対象局区	対象業務等	支給額
区役所	保険年金課に勤務する職員が、国民年金、国民健康保険、老人医療又は介護保険に関する業務に従事した場合	110 円 / 日

(キ) 兼務運転を行った者に対する手当

自動車の運転業務については、特殊な技能を必要とするものでなく、現在、特

別の考慮をすべき特殊な勤務とは考えられない。

対象局区	対象業務等	支給額
総務局等、 区役所	運転を本務としない職員が、現場へ行くため自ら公用車を運転した 場合	130 円 / 回

(7) 特殊車両等の運転等を行った者に対する手当

特殊車両等の運転や巡視業務等に従事する職員が本来行うことが予定されている業務であり、操作性や安全性の向上等の状況も踏まえると、現在、危険・有害等の要素が乏しく、特別の考慮をすべき特殊な勤務とは考えられない。

対象局区	対象業務等	支給額
衛生局、 区役所	レントゲン車の運転業務に従事した場合	100 円 / 日
道路局	土木事務所に勤務する職員が、建設機械（ショベルローダー）の 運転作業に従事した場合	170 円 / 日
港湾局	海務課に勤務する職員が、乗船し、巡視業務に従事した場合	100 円 / 日
消防局	広報車、査察車等の消防車両以外の車の運転操作、維持管理業務 に従事した場合	150 円 / 日

(7) 施設等の維持管理に関する業務等を行った場合の手当

施設等の維持管理に関する業務等については、所属する職員が本来行うことが予定されている業務であり、現在、危険・有害等の勤務の特殊性が乏しく、特別の考慮を必要としないと考えられる。

対象局区	対象業務等	支給額
衛生局	墓地又は霊堂に勤務する職員が、施設の巡回業務等に従事した場 合	120 円 / 日
緑政局	公園緑地事務所又は公園建設事務所に勤務する職員が、一般公園 の維持管理に従事した場合	60 円 / 日
	公園緑地事務所又は公園建設事務所に勤務する職員が、児童公園 の維持管理又は近隣公園の巡回維持管理に従事した場合	110 円 / 日
	農と緑のふれあいセンター等に勤務する職員が、施設、樹木、花 き等の維持管理に従事した場合	60 円 / 日
経済局	中央卸売市場本場の職員が、変電作業又は機械作業等に従事した 場合	60 円 / 日
下水道局	下水処理場（汚泥処理センター、ポンプ場含む）の事務及び運転 手が下水・汚泥処理施設等において業務に従事した場合	40 円 / 日

(2) 指導等を行った場合の手当

母子生活支援施設及び職業訓練課に勤務する職員が本来行うことが予定されている業務であり、現在、危険・有害等の勤務の特殊性が乏しく、特別の考慮を必要としないと考えられる。

対象局区	対象業務等	支給額
福祉局	母子生活支援施設に勤務する職員が母子の指導等を行った場合	160 円 / 日
市民局	職業訓練指導員が教科指導等に従事した場合	170 円 / 日

イ 企業職員（水道局）

(ア) 企業手当

管理職以外の全職員に対して、企業手当が支給されているが、現在、全職員に一律に共通する勤務の特殊性があるとは考えられないことから、廃止を検討されたい。

対象局区	対象業務等	支給額
水道局	業務能率向上のため事務、作業に従事する者（係長以上の管理職を除く全職員）	日額 給料及びこれに対する調整手当の月額合計額に 0.00335 を乗じて得た額

企業手当の平均支給額は、日額 1,330 円（平成 15 年 12 月の平均給料に基づいて計算）
月額換算では、25,270 円（従事日数を 19 日として計算）

(イ) 交替勤務手当

浄水場等において、交替勤務に従事する者に対して、交替勤務手当が支給されているが、一般職職員が交替勤務に服する場合の支給状況（昼間については不支給。深夜にわたる作業に従事した場合は、下水道局 1,700 円、環境事業局 1,900 円支給。）を考慮し、昼勤における交替勤務手当については廃止の方向で、また、夜勤における支給額については減額の方向で検討されたい。

対象局区	対象業務等	支給額
水道局	交替勤務に従事する者（西谷・小雀・川井浄水場、鶴ヶ峰浄水事務所）	昼勤(8:30～17:00) 500 円/回 夜勤(16:30～9:30) 2,700 円/回

(ウ) 休日等緊急対策手当

営業所、配水管理所及び浄水場において、正規の勤務時間による勤務が、日曜

日、土曜日又は休日において業務に従事する場合に、休日等緊急対策手当(2,500円/回)が支給されている。そのうち、浄水場においては、交替勤務手当が併せて支給されている。

しかし、一般職職員では、日曜日が800円、土曜日が450円で、休日には支給されていないこと、また、交替勤務に従事した場合に支給される手当とは併給されないこと等を考慮し、休日の緊急対策手当及び交替勤務手当との併給については廃止の方向で、また、日曜日・土曜日の支給額については、減額の方向で検討されたい。

対象局区	対象業務等	支給額
水道局	職員が、正規の勤務時間による勤務が休業日において行われる緊急対策業務等に従事する場合 (営業所、配水管理所、浄水場)	2,500円/回

(3) 見直しの方向で検討すべきもの

月額の手当と日額の手当等が併給されていることから、全体的に整理が必要なものや、業務内容をさらに精査し、支給対象業務の限定や支給額の減額などを行う必要があるものが見受けられたので、見直しの方向で検討されたい。

ア 一般職職員（総務局等全局区）

(ア) 税務手当

区役所で、市税業務に専ら従事する課（課税課、納税課）に勤務する職員には、税務手当として、定額（10,000円又は7,000円）の月額の手当が支給されているほか、調査や滞納処分等のために出張し、納税者と直接交渉等を行った場合には、日額の手当等が併せて支給されている。

しかし、市税業務は、区役所の課税課及び納税課の職員が本来行うことが予定されている業務であり、現在、危険・有害等の勤務の特殊性が乏しく、特別の考慮を必要としないと考えられること、また、特殊勤務手当の趣旨からすれば、特殊性のある業務に従事した場合に支給すべきであることから、月額の手当については廃止し、従事した個々の業務に応じた日額の手当とするなど、全体的な見直しを行う方向で検討されたい。

対象局区	対象業務等	支給額
区役所	次に掲げる者が区役所に勤務し、市税事務に専ら従事した場合（課税課、納税課） (1) 行政職員給料表の職務の級 6 級から 4 級までの者 (2) 行政職員給料表の職務の級 3 級から 1 級までの者	(1) 10,000 円 / 月 (2) 7,000 円 / 月
財政局、 区役所	固定資産の評価に関する調査、納税督促又は滞納処分のために出張し、直接納税者等と交渉等を行った場合 （財政局：主税部、区役所：課税課、納税課）	200 円 / 日
	税外収入金（延滞金等）の徴収を行った場合 （区役所：納税課）	延滞金等の徴収金額の 1000 分の 5 に相当する額
	差押執行に従事した場合（区役所：納税課）	納税者 1 人につき 130 円
	公売執行手続に従事した場合（区役所：納税課）	納税者 1 人につき 170 円

(イ) 特別現場業務手当等

環境事業局の収集事務所等や工場の現場に勤務する職員（事務職員、技術職員及び技能職員）には、特別現場業務手当等として、月額の手当などが支給されている。また、これに加えて、工場や事務所等で、じんかい等の収集、運搬、処理作業等に従事した場合は、日額の手当が支給されている。

しかし、月額及び日額の特殊勤務手当については、支給対象業務が基本的に同じであることから、他局の特別現場業務手当との関係を含め、現在の勤務の特殊性を考慮して、月額の手当などについては減額を検討するとともに、日額の手当については、それぞれ必要に応じた手当に整理するなど、技能職員の給料の調整額（ ）も念頭に入れて、全体的な見直しを行う方向で検討されたい。

	特殊勤務手当（月額） （特別現場業務手当等）	特殊勤務手当（日額）	合計（注）
事務職員	21,750 円～20,750 円	(例) 環境事業指導員 500 円	31,750 円～30,750 円
技術職員	36,750 円～35,750 円	(例) 電気機械等の操作 に従事する者 500 円	46,750 円～45,750 円
技能職員	2,000 円	(例) じんかい収集員 320 円	8,400 円

（注）合計欄の金額には、1 か月の従事日数を 20 日として日額を月額換算した金額を含む。

給料の調整額

技能職員には、事務職員、技術職員に支給されている月額の特務手当に相当するものとして、給料の調整額（43,100 円～40,100 円）が支給されている。

これは、職務の複雑、困難の度又は勤労の強度、勤労環境その他の勤労条件が、同じ職務の級に属する他の職に比べ、著しく特殊な場合に、給料月額について調整する額を定め、支給するものである。

対象局区	対象業務等	支給額
環境事業局（特別現場業務手当）	事務所、工場等に勤務する職員が業務に従事した場合（事務職員及び技術職員） (1) 行政職員給料表の職務の級 6級又は5級の者 (2) 行政職員給料表の職務の級 4級又は3級の者 (3) 行政職員給料表の職務の級 2級又は1級の者	(1) 21,750円/月 (2) 21,250円/月 (3) 20,750円/月 技術職員（管理職手当の支給を受ける者を除く。）については、月額15,000円を加算する。
環境事業局	技能職員が、事務所、工場等において環境整備業務等に従事した場合	2,000円/月
	次の職員が、事務所、工場等において、じんかい、し尿等の収集、運搬、処理作業等の業務に従事した場合 (1) 事務職員（検認所に勤務する者を除く。）及び技術職員（工場に勤務する管理職手当の支給を受ける者を除く。）	(1) 460円/日
	(2) 環境事業指導員（管理職手当の支給を受ける者、技能系事務職員及び技能職員を除く。）	(2) 500円/日
	(3) 大型じんかい収集車運転手、じんかい収集車運転手、じんかい収集員、輸送作業員、処分地作業員、排水管理作業員、ブルドーザー運転手及びシャベルローダー運転手	(3) 320円/日
	(4) し尿収集車運転手及びし尿収集員	(4) 460円/日
	(5) 圧送作業に従事する検認業務員	(5) 250円/日
	(6) 工場作業員、車両等の修理工、鍛冶工、大工	(6) 230円/日
	(7) 電気機械等の操作に従事する者（管理職手当の支給を受ける者を除く。ただし、工場に勤務する管理職手当の支給を受ける者は含む。）	(7) 500円/日
	(8) クレーン運転手	(8) 240円/日
	(9) 検認業務員（圧送業務に従事する者を除く。）	(9) 70円/日

・他局の特別現場業務手当

対象局区	対象業務等	支給額
衛生局（特別現場業務手当）	畜犬センターに勤務する職員が業務に従事した場合	21,000円/月 技能職員等給料表の適用を受ける者のうち、その者の給料月額の1000分の65に相当する額が上記に定める額を超える者については、給料月額の1000分の65に相当する額を支給する。
衛生局、経済局（特別現場業務手当）	食肉衛生検査所又は中央卸売市場食肉市場に勤務する職員が業務に従事した場合	16,000円/月

(ウ) 環境事業局の現場に勤務する職員が、年末年始の特別清掃作業期間中に、じんかい処理業務等に従事した場合に支給される手当

環境事業局の収集事務所等や工場の現場に勤務する職員（事務職員、技術職員及び技能職員）には、年末年始の特別清掃作業期間中（平成 14 年度においては、12 月 28 日～1 月 7 日）に、じんかい処理業務等に従事した場合に特殊勤務手当が支給されている。

しかし、同期間中のじんかい収集量や搬入量、焼却量などについては、収集事務所や工場等の現場によりばらつきがあることから、業務の量や質について全般的に点検した上で、特殊勤務手当の支給対象業務を限定するとともに、特別清掃作業期間を短縮するなど、見直しを行う方向で検討されたい。

また、年末年始の休日期間中（12 月 29 日～1 月 3 日）に勤務した場合には、この手当とは別に特殊勤務手当が支給されており、この額を含めると、他局区で年末年始に支給される特殊勤務手当に比べ高額となっていること等から、減額を行うとともに必要なものについては併せて統合するなど、見直しの方向で検討されたい。

なお、工場の特殊勤務手当については、特別清掃作業期間中の合計額をもとに支給されていることから、日額で支給する方向で検討されたい。

1 年末年始の特別清掃作業期間中に、じんかい処理業務等に従事した現場に勤務する職員に対する手当（平成 14 年度）

対象局区	対象業務等	支給額
環境事業局	現場に勤務する職員が、じんかい処理業務等に従事した場合 （収集事務所、輸送事務所、北部事務所、車両課、磯子検認所、神明台処分地管理事務所）	12/28(土) 6,200 円 12/30(月) 6,400 円 1/ 4(土) 5,900 円 1/ 6(月) 5,700 円 1/ 7(火) 3,100 円 計 27,300 円
	（工場）	工場に勤務する者で、特別清掃作業期間中（12/28～1/7）に勤務した者 27,300 円 ただし、休暇等で勤務しなかった日がある場合には、その状況に応じて減額する。

2 年末年始の休日期間中に業務に従事した者に対する手当（平成 14 年度）

対象局区	対象業務等	支給額	
全局区	直接市民に接する事務事業等で、その性質上、年末年始の休日期間中も休むことができない業務に従事した場合並びに日直勤務及び宿直勤務に従事した場合	12/29、12/30、1/2、1/3	2,300 円
		12/31、1/1	2,800 円
福祉局、衛生局、市立大学	病院、入所施設等に勤務し、入院患者の看護、入所者の介護、指導等の業務又は公衆衛生等の見地から休日期間中も休むことができない業務に従事した場合並びに日直勤務及び宿直勤務に従事した場合	12/29、12/30、1/2、1/3	4,100 円
		12/31、1/1	4,700 円
福祉局、区役所	寿地区年末年始対策関係勤務に従事した場合	12/29、12/30、1/2、1/3	5,800 円
		12/31、1/1	6,500 円

3 年末年始の特別清掃作業期間中及び年末年始休日期間中における手当（平成 14 年度）

（単位：円）

	火・木・土地区の 年未収集 最終日		月・水・金地区の 年未収集 最終日					火・木・土地区の 年始収集 初日		月・水・金地区の 年始収集 初日	火・木・土地区の 年始収集 2 日目
特別清掃作業期間	12/28 土	12/29 日	12/30 月	12/31 火	1/1 水	1/2 木	1/3 金	1/4 土	1/5 日	1/6 月	1/7 火
収集事務所等に勤務する職員の手当	6,200		6,400					5,900		5,700	3,100
工場に勤務する職員の手当	特別清掃作業期間 27,300円 ただし、休暇等で勤務しなかった日がある場合には、その状況に応じて減額する。										
年末年始休日期間中の手当		2,300	2,300	2,800	2,800	2,300	2,300				

4 収集事務所等と工場の年末年始の特別清掃作業期間中の勤務形態（平成 14 年度）

	12/28 土	12/29 日	12/30 月	12/31 火	1/1 水	1/2 木	1/3 金	1/4 土	1/5 日	1/6 月	1/7 火	
収集事務所等勤務者	出勤		出勤					出勤		出勤	出勤	
工場勤務者	操作部門	日勤	夜勤	夜勤明	公休	日勤	夜勤	夜勤明	公休	日勤	夜勤	夜勤明
	日勤部門	出勤		出勤				出勤		出勤	出勤	

操作部門：交替制勤務によりクレーンの運転操作等を行い焼却作業に従事するもの（4 交替制勤務の一例）

日勤部門：工場の維持管理及び一般廃棄物の検量・適正搬入指導等を行うもの

5 平成 14 年度年末年始特別清掃作業期間中における事務所別稼働状況

	港南事務所					旭事務所				
	収集量		人数			収集量		人数		
	総量	指数	総数	指数	1人あたり 収集量 の指数	総量	指数	総数	指数	1人あたり 収集量 の指数
月・水・ 金地区の 12月平均	t 184.53	1.0	人 64	1.0	-	t 225.13	1.0	人 76	1.0	-
火・木・ 土地区の 12月平均	190.59	1.0	62	1.0	-	213.95	1.0	74	1.0	-
12/28 土	300.33	1.6	103	1.7	0.9	330.58	1.5	90	1.2	1.3
12/30 月	439.05	2.4	105	1.6	1.5	521.30	2.3	120	1.6	1.5
1/4 土	504.15	2.6	104	1.7	1.6	565.03	2.6	123	1.7	1.6
1/6 月	457.90	2.5	102	1.6	1.6	580.69	2.6	122	1.6	1.6
1/7 火	261.12	1.4	97	1.6	0.9	313.27	1.5	120	1.6	0.9

- (注) 1 各地区の12月平均は、特別清掃作業期間を除いて算出している。
 2 各地区の12月平均の人数(総数)は、小数点第1位を四捨五入している。
 3 各欄の指数は、12/30,1/6の月曜日については、月・水・金地区の12月平均を1として、
 12/28,1/4の土曜日及び1/7の火曜日については、火・木・土地区の12月平均を1として、
 それぞれ算出している。
 4 指数は、小数点第2位を四捨五入している。

6 平成 14 年度年末年始特別清掃作業期間中における工場の搬入量・焼却量の状況

(搬入量・焼却量の単位：t)

	港南工場				旭工場			
	搬入量	指数	焼却量	指数	搬入量	指数	焼却量	指数
12月 平均	679.71	1.0	514.35	1.0	569.20	1.0	486.25	1.0
12/28 土	875.54	1.3	456.92	0.9	697.48	1.2	346.69	0.7
12/29 日	0	-	461.13	0.9	0	-	354.45	0.7
12/30 月	1,173.00	1.7	489.93	1.0	810.41	1.4	334.74	0.7
12/31 火	437.77	0.6	499.22	1.0	0	-	338.10	0.7
1/1 水	0	-	457.59	0.9	0	-	346.10	0.7
1/2 木	0	-	484.67	0.9	0	-	347.40	0.7
1/3 金	0	-	475.50	0.9	0	-	370.98	0.8
1/4 土	1,175.56	1.7	497.40	1.0	989.73	1.7	375.61	0.8
1/5 日	0	-	489.75	1.0	0	-	384.60	0.8
1/6 月	1,194.45	1.8	500.78	1.0	1,169.87	2.1	379.83	0.8
1/7 火	712.73	1.0	475.09	0.9	623.97	1.1	373.01	0.8

- (注) 1 12月平均は、特別清掃作業期間を除いて算出している。
 2 指数は、12月平均を1として、それぞれ算出し、小数点第2位を四捨五入している。

7 平成 14 年度特別清掃作業期間中にすべて勤務した場合の支給額（例）

（単位：円）

		特別清掃 作業期間	年未年始 休日期間	合計	備考（特別清掃作業期間と年未年始休日期間の業務従事状況）
収集事務所等		27,300	2,300	29,600	特別清掃作業期間中 5 日出勤 うち、年未年始の休日期間中 12/30 業務に従事
工場 勤務者	操作部門	27,300	12,000	39,300	特別清掃作業期間中 日勤 3 日、夜勤 3 日、夜勤明 3 日出勤 うち、年未年始の休日期間中 12/29,1/2 夜勤、 12/30,1/3 夜勤明、1/1 日勤に従事
	日勤部門	27,300	2,300	29,600	特別清掃作業期間中 5 日出勤 うち、年未年始の休日期間中 12/30 業務に従事

イ 企業職員（水道局）

(ア) 作業手当

現場作業に常時従事する者等に対して、日額で作業手当を支給することとなっているが、実際は、作業内容にかかわらず職員の所属及び職種により支給されていたので、特殊性のある現場業務に実際に従事した場合に支給するよう規程を改めるなど、見直しの方向で検討されたい。

対象局区	対象業務等	支給額
水道局	現場作業に常時従事する者	260 円/日
	現場作業に従事するひん度が高い者	230 円/日

(イ) 徴収手当

未納水道料金等の徴収に従事する職員に対し業務能率の維持向上等を図る目的で、日額の手当と徴収件数等に応じた手当が支給されている。

日額の手当については、一律に支給されているが、徴収に従事する職員が、本来行うことが予定されている業務であることから、廃止の方向で検討するとともに、徴収件数等に応じた手当については、平均徴収件数を超えた件数、実際に現金を徴収した件数等に対する支給とするなど、より一層、能率の向上等が図れるような効果的な支給となるよう、見直しの方向で検討されたい。

対象局区	対象業務等	支給額
水道局	未納水道料金等の徴収に従事する者	(1) 580 円/日
		(2) 未納水道料金及び未納修繕工事費 の徴収 70 円/件
		(3) (2)で定めるもの以外の徴収 40 円/件
		(4) 口座振替への切替え 350 円/件

(ウ) 入坑手当

築造中のずい道に1日4時間以上入坑して作業に従事する場合、日額の手当を支給することとなっているが、「築造中のずい道」には当たらない共同溝に、配水管設置の立会いや検査のために入溝した場合に支給していたので、改められたい。また、対象となる作業について、今後の状況を見極めた上で、廃止を含めて検討されたい。

対象局区	対象業務等	支給額
水道局	築造中のずい道に1日4時間以上入坑して作業に従事する場合	380円/日

(4) 支給手続等について改善を求めるもの

ア 年末年始に勤務した場合等に関する特殊勤務手当の支給根拠の規定化を求めるもの（総務局、水道局及び交通局）

年末年始の休日期間中に、病院や福祉局の入所施設などに勤務した一般職職員に対する特殊勤務手当及び年末年始の特別清掃作業期間中にじんかい処理業務等に従事した環境事業局の現場に勤務する職員に対する特殊勤務手当については、「横浜市一般職職員の給与に関する条例」第12条第1項第7号の「その他特に支給を必要と認められる特殊な業務に従事する場合」に該当するものとして、毎年、年末に、個別の決裁により支給しているが、毎年継続的に支給されていることから、規定化する方向で改善を図られたい。

また、企業職員に対しても、年末年始の休日期間中に勤務した場合に特殊勤務手当を支給しているが、個別の決裁により、毎年継続的に支給していることから、規定化する方向で改善を図られたい。

イ 勤務実績報告の確認手続について改善を求めるもの（総務局）

各局区では、特殊勤務手当の支給に当たり、担当者が件数等を集計し、その数値を人事給与システムに入力することにより、総務局労務課に対して勤務実績報告を行っているが、上司による確認・決裁がされていないものやその記録が残されていないものが見受けられた。今回の監査では、各局区において、支給誤りや規定の適用誤りなどが多く見受けられたので、「電子市役所推進計画」に基づいて進められている総務事務のIT化も踏まえて、勤務実績報告の確認手続の改善について検討されたい。

(5) 支給誤りや規定の適用誤りなどから正確な事務処理を求めるもの《措置済事項》

今回の監査において、各局区の支給事務についてみたところ、次のようなものが見受けられたので、チェックを確実に行うなど支給事務の適正化を図られたい。

ア 日額手当の支給の適正化を求めるもの（環境事業局、緑政局、下水道局、保土ヶ谷区及び栄区）

「特殊勤務手当の支給方法等に関する要綱」では、日額と定められている手当は、一部業務を除き、支給対象となる業務に実際に半日以上従事した場合に支給するとされており、半日とは休憩時間及び休息時間を除き、午前、午後又は1日を通して4時間以上をいうものとされている。

しかし、出張、職務に専念する義務の免除等により、手当の支給対象となる業務に、実際に半日以上従事していない場合に日額手当を支給していた事例が見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。

(ア) 事務所、工場等において、じんかい、し尿等の収集、運搬、処理作業等の業務に従事した場合に支給される手当について、出張、職務に専念する義務の免除等により、支給対象に該当しないときに支給していたもの（環境事業局南事務所11件、廃棄物資源開発室2件）

(イ) 農政事務所に勤務する職員が、農業育成又は緑化業務に関する是正・指導等に従事した場合に支給される手当について、出張等により支給対象に該当しないときに支給していたもの（緑政局南部農政事務所8件）

(ウ) 公園緑地事務所又は公園建設事務所に勤務する職員が、一般公園の維持管理業務に従事した場合に支給される手当について、出張、職務に専念する義務の免除等により、支給対象に該当しないときに支給していたもの（緑政局西部公園緑地事務所7件）

(エ) 下水処理場に勤務する職員が、下水・汚泥処理施設等において業務に従事した場合に支給される手当について、出張により支給対象に該当しないときに支給していたもの（下水道局金沢下水処理場11件、港北下水処理場6件）

(オ) 区役所保険年金課に勤務する職員が、国民年金、国民健康保険、老人医療又は介護保険に関する業務に従事した場合に支給される手当について、研修等により支給対象に該当しないときに支給していたもの（保土ヶ谷区保険年金課6件、栄区保険年金課5件）

環境事業局関係

対象業務等	支給額
次の職員が事務所、工場等において、じんかい、し尿等の収集、運搬、処理作業等の業務に従事した場合	
(1) 事務職員（検認所に勤務する者を除く。）及び技術職員（工場に勤務する管理職手当の支給を受ける者を除く。）	(1) 460 円 / 日
(2) 環境事業指導員（管理職手当の支給を受ける者、技能系事務職員及び技能職員を除く。）	(2) 500 円 / 日
(3) 大型じんかい収集車運転手、じんかい収集車運転手、じんかい収集員、輸送作業員、処分地作業員、排水管理作業員、ブルドーザー運転手及びシャベルローダー運転手	(3) 320 円 / 日
(7) 電気機械等の操作に従事する者（管理職手当の支給を受ける者を除く。ただし、工場に勤務する管理職手当の支給を受ける者は含む。）	(7) 500 円 / 日
（「事務所、工場等」：検認所、車両課、事務所、輸送事務所、処分地管理課排水管理係、処分地管理事務所、廃棄物資源開発室、工場）	

緑政局関係

対象業務等	支給額
農政事務所に勤務する職員が、農業育成又は緑化業務に関する是正・指導等に従事した場合	100 円 / 日
公園緑地事務所又は公園建設事務所に勤務する職員が、次に掲げる業務に従事した場合	
(1) 一般公園の維持管理	60 円 / 日

下水道局関係

対象業務等	支給額
下水処理場（污泥処理センター及びポンプ場を含む。）に勤務する次に掲げる職員が、下水・污泥処理施設等において業務に従事した場合	
(1) 場内労務作業で污泥及び下水に直接関わる業務に従事する者	(1) 710 円 / 日 (技能職)
(2) 電気又は機械の操作業務、操作補助業務に従事する者	(2) 480 円 / 日 (技術職、技能職)
(3) その他の業務に従事する者	(3) 40 円 / 日 (事務、運転手)

区役所関係

対象業務等	支給額
保険年金課に勤務する職員が、次に掲げる業務に従事した場合	
(1) 国民年金、国民健康保険、老人医療又は介護保険に関する業務	110 円 / 日

【対象局区が講じた改善内容】

環境事業局、緑政局、下水道局、保土ヶ谷区及び栄区のすべての局区において、支給対象に該当しない場合に支給していた手当について、平成16年1月までに戻入手続を行った。

イ 手当の支給の適正化を求めるもの（水道局）

水道局において、企業手当などの日額で支給している手当の支給状況についてみると、職務に専念する義務を免除された場合にも手当を支給することとされていたことから、適正な事務処理に改められたい。（港北営業所22件、瀬谷営業所26件、建設課27件、西谷浄水場38件）

水道局関係

	対象業務等	支給額
企業手当	業務能率向上のため事務、作業に従事する者	日額 給料及びこれに対する調整 手当の月額合計額に 0.00335 を乗じて得た額
作業手当	現場作業に常時従事する者	260 円/日
	現場作業に従事するひん度が高い者	230 円/日
徴収手当	未納水道料金等の徴収に従事する者	580 円/日

【対象局が講じた改善内容】

水道局では、平成 16 年 2 月から、「横浜市水道局企業職員の給与に関する規程」を改正し、職務に専念する義務を免除された場合には日額の特殊勤務手当を支給しないよう改めた。

ウ 支給要件の適正な適用を求めるもの（福祉局及び経済局）

「一般職職員の特殊勤務手当に関する規則」等で定める、支給対象又は業務内容の要件に該当しない場合に、手当が支給されていた事例が見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。

(ア) 消費経済課に勤務する職員が、計量に係る立入検査等のため危険物等を直接取り扱った場合に支給される手当について、危険物等を直接取り扱っていない場合に支給していたもの（経済局消費経済課 20件）

(イ) 正規の勤務時間による勤務が日曜日又は土曜日において行われる業務に従事した場合に限って支給される手当について、国民の祝日に関する法律で定める休日等に従事した場合に支給していたもの及び土曜日を勤務を要しない日に指定されていた職員が勤務した場合に支給していたもの（福祉局松風学園43件、経済局中央卸売市場南部市場管理課 9 件、同本場管理課 5 件）

経済局関係

対象業務等	支給額
消費経済課に勤務する職員が、現場において計量器の定期検査又は計量に係る立入検査若しくは立入調査のため、危険物又は重量物を直接取り扱った場合	90円/日

福祉局、経済局関係

対象業務等	支給額
正規の勤務時間による勤務が日曜日又は土曜日において行われる業務に従事した場合 (1) 日曜日 (2) 土曜日	(1) 勤務1回 800円 (2) 勤務1回 450円 国民の祝日に関する法律で定める休日には支給しない。

【対象局が講じた改善内容】

福祉局及び経済局のすべての局において、支給要件に該当しない場合に支給していた手当について、平成16年1月に戻入を行った。

エ 併給が認められていない特殊勤務手当の支給について改善を求めるもの（福祉局、衛生局及び経済局）

正規の勤務時間による勤務が、日曜日又は土曜日において業務に従事した場合に手当が支給されるが、「特殊勤務手当の支給方法等に関する要綱」において、これと併給することが認められていない手当が支給されていた事例が見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。

(ア) 午前6時以前に開始する業務に従事した場合の手当及びこれに伴い交通機関のない時間帯に自宅から出勤した場合に支給される手当が併給されていたもの（福祉局松風学園68件、なしの木学園19件、磯子ホーム22件）

(イ) 病棟に勤務する看護師等が勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事した場合に支給される手当が併給されていたもの（衛生局アレルギーセンター76件）

(ウ) 守衛が勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事した場合に支給される手当が併給されていたもの（経済局中央卸売市場食肉市場15件）

福祉局、衛生局、経済局関係

対象業務等	支給額
正規の勤務時間による勤務が日曜日又は土曜日において行われる業務に従事した場合 (1) 日曜日 (2) 土曜日 (福祉局：松風学園、なしの木学園、磯子ホーム等 衛生局：アレルギーセンター等 経済局：食肉市場(守衛)等)	(1) 勤務1回 800円 (2) 勤務1回 450円

福祉局関係

対象業務等	支給額
正規の勤務時間による勤務(深夜に及ぶ勤務を除く。)が午後9時以降に終了する業務又は午前6時以前に開始する業務に従事した場合 (福祉局：松風学園、なしの木学園、磯子ホーム等)	勤務1回 300円
正規の勤務時間による勤務が午前6時以前に開始される業務に従事するため、交通機関のない時間帯に自宅から出勤した場合 (福祉局：松風学園、なしの木学園、磯子ホーム等)	勤務1回 580円 1 自宅から通勤距離が1km未満の者には支給しない。 2 交通用具利用者にも支給する。

衛生局関係

対象業務等	支給額
病院の病棟に勤務する助産師、看護師及び准看護師が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事した場合	勤務1回 3,750円

経済局関係

対象業務等	支給額
正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事した場合 (中央卸売市場本場(守衛)、食肉市場(守衛)、南部市場(守衛))	勤務1回 540円

【対象局が講じた改善内容】

福祉局、衛生局及び経済局のすべての局において、併給が認められていないにもかかわらず支給していた手当について、平成16年1月に戻入を行った。

オ 特殊勤務手当の支給について正確な事務処理を求めるもの

(福祉局及び下水道局)

特殊勤務手当の支給について、次のような支給誤りが見受けられたので、正確な

事務処理を行うよう改善されたい。

- (ア) 母子生活支援施設に勤務する職員が、母子の指導等を行った場合に支給される手当について、土曜日及び日曜日に指導等を行った場合に、支給していなかったもの（福祉局いそごハイム33件）
- (イ) 寿生活館において、業務に従事した場合に支給される手当について、支給対象となる業務に、実際に半日以上従事した場合に1回として支給すべきところ、半日分2回を1回として計算し、手当を支給していたもの（福祉局寿生活館9件）
- (ウ) 知的障害児施設において、児童指導員及び保育士、看護師及び准看護師が児童の指導等を行った場合に支給される手当について、集計誤りにより未支給又は超過支給となっていたもの（福祉局なしの木学園76件）
- (エ) 本庁に勤務する職員が、用地取得交渉等の業務のため現場へ出張し、直接、権利者と交渉を行った場合に支給される手当について、集計誤りにより未支給となっていたもの（下水道局用地課47件）

福祉局関係

対象業務等	支給額
正規の勤務時間による勤務が日曜日又は土曜日において行われる業務に従事した場合 (1) 日曜日 (2) 土曜日	(1)勤務1回 800円 (2)勤務1回 450円
母子生活支援施設に勤務する職員が母子の指導等を行った場合	160円/日
次に掲げる者が寿生活館での業務に従事した場合 (1) 生活指導員 (2) その他の者	(1) 840円/日 (2) 270円/日
知的障害児施設 次に掲げる者が児童の指導等を行った場合 (1) 児童指導員及び保育士 (2) 看護師及び准看護師	(1) 500円/日 (2) 330円/日

下水道局関係

対象業務等	支給額
本庁に勤務する職員が、用地取得交渉等の業務のため現場へ出張し、直接、権利者と交渉を行った場合	260円/日

【対象局が講じた改善内容】

福祉局及び下水道局のすべての局において、未支給又は超過支給となっていた手当について、平成16年1月に追加支給及び戻入手続を行った。

むすび

今回は、一般職職員及び企業職員の特殊勤務手当について、個々の手当に係る勤務の特殊性を分析・検証し、廃止又は見直しの方向で検討すべきものを主眼に監査するとともに、支給事務の正確性等についても併せて監査を行った。

総務局では、一般職職員について、平成 16 年 4 月から、特殊勤務手当を現行の 55 手当から 27 手当に大幅に減らすため、全体的な見直し作業を進めているところであり、今回の見直しは、厳しい財政状況等の中で、「新時代行政プラン・アクションプラン」に掲げた計画を、1 年前倒しして実施するもので、その取組姿勢は評価できる。

しかし、今回の見直し方法では、高額の月額手当で、廃止を含めて見直しを検討すべきものが残されるなど、なお一層の取組が必要と思われる。

特殊勤務手当は、勤務の特殊性に応じて支給されるものであるもので、時代の変化に伴う業務内容の変化、本市を取り巻く社会経済状況、さらには今回の監査結果等を踏まえ、今後とも、個々の手当の勤務の特殊性をさらに精査し、「努力すれば報われる」人事・給与制度に向けた改革の中で、引き続き全体的な見直しに取り組まれない。

また、水道局にあっては、「水道経営改革プラン」において、企業手当の廃止など特殊勤務手当のあり方の検討や見直しを行うこととしているが、依然として非常に厳しい経営環境に置かれていることから、今回の監査結果や一般職職員の特殊勤務手当の見直しの状況等を踏まえ、企業管理者として、特殊勤務手当の大幅な見直しについて、積極的に推進されたい。

一方、交通局にあっては、「交通局新時代行政プラン・アクションプラン」に先行して、平成 15 年 4 月に特殊勤務手当の大幅な見直しを行ったところであり、今回の監査においても、特段、改善・検討を求める事項はなく、その積極的な取組は評価できるものである。しかし、依然として非常に厳しい経営環境にあることから、今後も引き続き、人事・給与制度を含めた見直しに取り組み、経営改革に努められたい。